



白老町自治基本条例  
逐条解説

白老町企画財政課

# 白老町自治基本条例の制定について

## 1 まちづくりの主役は町民です。

平成12年の地方分権改革以降、国や道に従属的な関係として位置していた市町村は、対等な位置関係として存在することとなり、各自治体は「自己決定・自己責任」のもと、まちづくりを自主的・総合的に行うことが求められています。

また、少子高齢化や厳しい経済状況等の中で、行政が画一的に行う従来の社会サービスの提供では、すべてを担うことが困難になってきています。

このような時を迎え、私たちは、自らの選択と責任に基づき、地域でお互いが助け合う社会システムを創造し、先人の英知と努力を踏まえ、より暮らしやすいまちを次の世代に引き継いで行くことが求められています。

今後、白老町が白老町らしく、地域性を活かしたまちづくりを進めるための一歩が、「自治基本条例」の制定に結びつくものです。

## 2 自治基本条例とは？

自治基本条例は、町民の皆さんが自治を担い関わっていくことで、暮らしやすいまちを創るための仕組みであり、町民や議会、行政についてそれぞれの役割や責務、情報の共有、町政への参加や協働のルール等まちづくり全般に関する内容を規定したものであり、「まちの憲法」と言われる自治体の最高規範に位置付けされるものです。

白老町では、まちづくりの具体的な取り組みについては、第6次白老町総合計画をその頂点とし、政策執行の最高規範としています。

そして、その執行に関するルールなど、制度的最上位の条例として自治基本条例を位置付けしています。

この条例の制定により期待される効果としては、具体的に次のようなことがあります。

- ① 行政のしくみが明確になり、町民のための行政活動が高まります。
- ② 行政、議会、町民などの役割、責務を定めることにより、協働のまちづくりが一層促進されます。
- ③ 情報の共有化や住民参加意識が高まり、政策の透明化が図られ、住民自治によるまちづくりが充実します。
- ④ 地域政策の形成過程等に住民参加が確保されることにより、町民の意見を反映したより良いまちづくりが行われます。
- ⑤ 最高規範性を高めることにより、行政規範の根拠が定められ、各種条例や計画の位置付けが明確になり、継続的な町政運営が確保されます。

## 3 条例制定の背景

白老町では、これまで独自のまちづくり運動として「元気まち運動」を展開し、開かれた行政や行財政改革、町民との協働など、自治体運営を町民と行政がともに考え、ともに行動し発展させるために情報公開・共有、町民参加、町民の自主活動など地域自治振興に取り組み、それらを充実させるための制度や環境づくりを進めてきました。

これらの取り組みを点検・評価しながら、今後、町民が主体の住民自治によるまち

づくりを推進するために、その仕組みや役割などを「自治基本条例」で定め、今後とも継続して町民参加型のまちづくりを推進していこうと考えています。

特に、平成2年度にC1（コミュニティ・アイデンティティ）マークを導入して以降、白老町では町民参加による協働のまちづくりが進められてきました。

これまでの取組みの中で、平成7年から始まった「元気まち研修会」において、まちづくりの問題点やその改善のための方法が検討されるなど、町民を中心とした積極的な取組みが進められてきましたが、平成13年からは、「協働のまちづくりの仕組みをつくろう」というテーマで、住民参加に関するルールづくりの必要性を報告書にまとめ、提唱された経緯があります。

この報告書においては、「協働」のために次の3つの柱が提起されました。

「協働」の3つの柱

- ① 町民と行政の情報を共有すること。
- ② 行政活動への町民参加を促進すること。
- ③ 町民活動を促進すること。

自治基本条例の策定作業は、これらの内容を実現するため、町民と議会、行政が一体となり進めてきたものです。

#### 4 条例制定までの経過

自治基本条例は、「まちの憲法」です。このことから、町職員だけでなく、多くの町民の皆さんに関わっていただき、理解と合意のもとで策定することに意義があると考えました。

そのため、条例案の検討に当たっては条例の基本構成である町民、議会、行政のそれぞれの分野において主体的な素案づくりを行うため、分野ごとの検討組織を平成17年7月に組織しました。町民検討部会（公募の町民2名を含む12名）、議会特別委員会（全議員20名）、行政職員プロジェクト会議（各課選出職員13名）。

各部会では、それぞれに条例の学習会を経て、論点整理と項目選択などを行い、分野ごとの骨子案（条例に盛り込む事項）の整理を行いました。

平成18年2月には、整理された骨子案に対する意見・要望等を広く求めるため、全町民を対象とした中間報告会を開催し、意見を求めました。

同年4月には、分野ごとに報告された条例原案を全体を通して見直し成案化するための条例策定委員会（町民、議会、行政の代表者により構成）を組織し、最終的な条例案作成作業を行いました。

#### 5 わかりやすい表現に

「より多くの町民がこの条例に触れ、理解するためには、法令用語等をわかりやすい表現にするとともに、条項数もできるだけ少なく」という意見がありました。

これについては、簡単なことばを使っても、なかなか表現しきれない部分もありますが、できるだけわかりやすくすることを心がけ「です・ます」調を使い柔らかく表現することにしました。

また、全体を通して内容、表現をできるだけシンプルにという視点から、各条文を整理しました。

# 白老町自治基本条例

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条—第3条）

### 第2章 情報共有

#### 第1節 情報共有の原則（第4条—第5条）

#### 第2節 情報共有の基本事項（第6条—第8条）

### 第3章 町民参加（第9条—第11条）

### 第4章 町民

#### 第1節 町民の基本事項（第12条—第13条）

#### 第2節 町民活動（第14条）

### 第5章 議会

#### 第1節 議会の基本事項（第15条—第18条）

#### 第2節 議会運営（第19条—第21条）

### 第6章 行政

#### 第1節 行政の基本事項（第22条—第25条）

#### 第2節 行政運営（第26条—第34条）

### 第7章 最高規範と見直し（第35条—第36条）

### 附則

私たちのまち白老は、豊かな太平洋（うみ）、多くの清流、緑いっぱいの山々とポロトの森に囲まれた自然あふれるまちです。

私たちは、アイヌの人々や先人が築いた輝かしい歴史と文化のもとに集い、学び、働き、暮らし、多様な産業を育みながら、心豊かに元気なまちづくりを今日まで進めてきました。

私たちは、まちづくりの主体として、協働の精神のもと、将来にわたり力を合わせ、自らのまちを自ら守り、育てることにより、次代を担う子どもたちに引き継ぐ責任があります。

そして、私たちは、自治の仕組みを制度として確立し、さらなる自治の推進を図ることで、「しあわせを感じるまち」を実現するため、白老町自治基本条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、白老町における自治の基本理念と基本原則を定め、町民、議会、町長と行政の役割を明らかにするとともに、それぞれの主体に関する基本的な事項と制度等を確立することにより、自主自立のまちづくりを進め、自治を実現することを目的とします。

### (定義)

第2条 この条例における用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 町民 町内に住み、働き、学ぶ子どもから高齢者や町内で事業活動を営む者をいいます。
- (2) 執行機関 町長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員と固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) 町 執行機関と議会をいいます。
- (4) 町民活動団体 町民が自主的に組織した団体の総称をいいます。

### (基本理念)

第3条 私たちは、まちづくりの主体として、自らの手で自らのまちを創っていかうとする意思を明確にし、考え行動することで、互いに支えあい、いつまでも安心して共に生き活きと暮らすことのできる「しあわせを感じるまち」の実現を目指します。

2 私たちは、前項の規定の実現に向け、平和を願い、環境を守り、次代を担う子どもたちを育み、学び、働くことを通じて、将来にわたりまちづくりに取り組みます。

## 第2章 情報共有

### 第1節 情報共有の原則

#### (情報共有)

第4条 私たちは、互いに情報を伝え、情報共有によるまちづくりの推進に努めます。

#### (情報公開)

第5条 町は、町民に開かれた町政運営を推進するため、町が保有する情報をわかりやすく提供し、公開するよう努めます。

2 町は、町が保有する情報を統一した基準により管理し、保存します。

3 前2項に関して必要な事項は、別の条例等で定めます。

### 第2節 情報共有の基本事項

#### (説明責任)

第6条 町は、公正で開かれた町政を進めるため、町政に関して町民に積極的に分かりやすく説明します。

2 町は、町民から説明を求められた場合には、誠実に応答します。

#### (町民の意見等への取扱い)

第7条 町は、町民の意見、要望、苦情等（以下「町民の意見等」といいます。）に対し、迅速かつ誠実に対処します。

2 町は、前項で寄せられた町民の意見等への対処経過についての記録を共有し、適切に管理します。

#### (選挙)

第8条 町長や町議会議員の候補者は、選挙に当たり、町政に関する自らの考え方を町民に示すよう努めます。

### 第3章 町民参加

#### (町政参加の推進)

第9条 町は、まちづくりに町民の意思が反映されるよう町政参加を推進します。

#### (参加機会の保障)

第10条 町は、町政の基本的な事項を定める計画や条例の立案等の検討過程において、広く町民が参加する機会を保障し、町民参加を積極的に行います。

2 町は、多様な方法を用いて広く町民の意見を求め、町民の意思を反映した町政活動を行います。

#### (町政活動への参加)

第11条 町民は、前条の規定に基づき、町政活動の多様な機会へ参加するよう努めます。

### 第4章 町民

#### 第1節 町民の基本事項

##### (町民の役割と基本姿勢)

第12条 町民は、まちづくりの主体として、自ら考え行動し、住みよい地域づくりに努めます。

2 町民は、まちづくりに取り組む場合において、自らの能力や技術を積極的に発揮するとともにその発言や行動に責任を持つよう努めます。

3 町民は、お互いを尊重し、協力し、支え合うとともに、町との連携協力によるまちづくりを推進するよう努めます。

##### (町民の権利)

第13条 町民は、町の保有する情報について知る権利を有するとともに、自主的な活動に取り組み、かつ、町政に参加する権利を有します。

#### 第2節 町民活動

##### (町民活動)

第14条 町民は、自ら行う町民活動が安定的かつ活発に行うことができるよう町民活動団体を組織することができます。

2 町民は、前項の規定に基づき組織された町民活動団体の役割と活動を尊重します。

3 町は、学習機会の提供等により、町民活動団体の支援に努めます。

### 第5章 議会

#### 第1節 議会の基本事項

##### (議会の役割と責務)

第15条 議会は、選挙で選ばれた町民の代表から構成する議事機関として、議決事項を慎重に審議し、合議制によって、町の意思を決定する役割を有します。

2 議会は、情報共有と町民参加を図るとともに、不断の議会改革の推進に努めます。

##### (議会の権限)

第16条 議会は、条例の制定、改正や廃止等の立法の権限を有します。

2 議会は、予算、決算、財産や政策執行等に関わる意思決定の権限を有します。

3 議会は、執行機関に対する調査や監査請求等の監視の権限を有します。

##### (議員の責務)

第17条 議員は、町民から選ばれた代表として、公益の実現に努める責務を有します。

2 議員は、議員としての能力を高めるため、自己研鑽に努める責務を有します。

3 議員は、政治倫理に基づいた誠実な活動を行う責務を有します。

(議会の組織)

第18条 議会の組織や議員の定数は、まちづくりにおける議会の役割を十分に考慮して定め  
ます。

#### 第2節 議会運営

(議会の会議)

第19条 議会は、本会議のほか、行政の調査、監視と積極的な政策形成を行うため、必要な会  
議を設置します。

2 議会の会議は、自由な討議を基本とします。

3 議長や委員長は、会議に出席させた説明員等に、質問や意見を述べさせることができます。

4 議会の会議は、原則公開とします。ただし、公開することが不相当と認められる場合は、そ  
の理由を公表して非公開とすることができます。

(議会活動の充実)

第20条 議会は、調査権の行使や町民提案等の活用を図り、政策提案を行うよう努めます。

2 議会は、まちづくりの理念に掲げる「しあわせを感じるまち」を実現するため、課題等を的  
確に把握し、議会活動における質疑の充実に努めます。

3 議会は、町民の意思の反映を図り、その自主性、自立性に基づき、まちづくりに関する調査  
研究を推進します。

(議員等の能力向上)

第21条 議会は、議員等の政策立案能力、立法能力と審議能力を高めるための研修を充実しま  
す。

2 議会は、議会活動の記録とともに、その活動の充実に図るための情報や資料を整備します。

3 議会は、まちづくりに関する政策を調査研究するため、必要に応じて政策研究会等を設置し  
ます。

### 第6章 行政

#### 第1節 行政の基本事項

(行政の役割と責務)

第22条 執行機関は、条例、予算その他の議会の議決に基づく事務、法令等に基づく事務を執  
行する役割を有します。

2 執行機関は、前項の役割を達成するため、自らの判断と責任において、公正で誠実に事務を  
管理し、執行する責務を有します。

3 執行機関は、町民の信託に基づく町政を効果的で効率的に執行する責務を有します。

4 執行機関は、町民の意思を反映するまちづくりを進めるため、情報の共有と町民参加を図り、  
連携協力して事務を執行する責務を有します。

(町長の責務)

第23条 町長は、まちの代表者として公正で誠実に町政の執行に当たり、まちづくりを推進し  
ていく責務を有します。

2 町長は、町民の負託に応えるため、職員を適正に指揮監督し、効率的な組織体制を整備して  
いく責務を有します。

(職員の責務)

第24条 職員は、町民との信頼関係を深め、法令等を遵守し、公正で適正に職務を遂行する責務を有します。

2 職員は、まちの課題に対応する施策の立案や町民が求め望むことに的確に対応できる職務能力の向上に努める責務を有します。

(組織・体制)

第25条 町長は、社会情勢の変化に迅速に対応するため、機能的で効率的かつ横断的な連携、調整を図ることのできる組織体制を確立し、円滑な行政運営を進めます。

2 町長は、円滑な行政運営を推進するため、職員の人材育成や政策能力の向上を図り、行政の政策活動の活発化に努めます。

第2節 行政運営

(行政運営の基本原則)

第26条 執行機関は、総合的かつ計画的に町政を運営するため、基本構想とこれを具体化する計画(以下「総合計画」という。)を定め、これに基づいてまちづくりを進めます。

(総合計画)

第27条 町長は、まちのめざす将来の姿を明らかにし、政策を達成するための地域資源を有効に活用して、これを総合的かつ計画的に実現するため、総合計画を策定します。

2 執行機関が行う政策、施策や事業は、法令の規定によるものや緊急を要するもののほかは、総合計画に根拠を置くものとします。

3 各分野における個別計画等は、総合計画との調整を図って策定するとともに、策定後においても総合計画との調整を図りながら進行管理を行います。

(財政運営)

第28条 執行機関は、総合計画、行政改革に関する計画と行政評価を踏まえ、中長期的な財政見通しのもと、財政計画を策定し、それに基づく予算の編成と執行を行うことにより、健全な財政運営に努めます。

(行政改革・行政評価)

第29条 執行機関は、行政運営のあり方を見直し、適正化や効率化を向上させるため、行政改革に関する計画を策定し、行政改革を進めます。

2 執行機関は、行政活動を点検し改善を図るための評価の仕組みを確立し、効果的で効率的な行政運営に努めます。

(行政手続)

第30条 執行機関は、町民の権利利益の保護を図るため、処分、行政指導と届出に関する手続に関し、公正の確保と透明性の向上を図ります。

2 前項に関して必要な事項は、別の条例で定めます。

(個人情報の保護)

第31条 執行機関は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供や管理等について、適切な措置を取ります。

2 前項に関して必要な事項は、別の条例で定めます。

(広域連携)

第32条 執行機関は、他自治体と広域的な連携を積極的に進め、相互に協力して、効率的なまちづくりを推進します。



2 執行機関は、各分野における様々な取組みを通じて、町外の人々との人的交流を図り、まちづくりを推進します。

(安全なまちづくり)

第33条 町は、災害等の緊急時における危機管理体制を整備し、町民の生命や財産等を守るとともに、生活基盤の安全性と安定性の向上に努めます。

2 町民は、緊急時において相互に助け合い、行動できるよう防災等に対する意識の高揚を図り、地域における連携協力体制の整備に努めます。

(住民投票)

第34条 町長は、町政に関わる重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、議会の議決を経て、住民投票の制度を設けることができます。

2 住民投票に参加できる者の資格その他の住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとします。

3 町長は、前項に定める条例に基づき住民投票を行うとき、住民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければなりません。

第7章 最高規範と見直し

(まちづくりの最高規範)

第35条 私たちは、本町の自治制度に関する最高規範であるこの条例を誠実に遵守し、これに基づいてまちづくりを進めます。

2 私たちは、本町の政策執行に関する最高規範である総合計画に基づいてまちづくりを進めます。

3 町は、この規範にのっとり、自治の実現に向けた基本的な制度の整備と、町政執行のための基本的な計画の体系化に努めます。

(条例の見直し)

第36条 町は、この条例の施行日から5年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本町にふさわしく、社会情勢に適合しているかを検討します。

2 町は、前項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例とこの条例に基づく制度等の見直しが適当であると判断したときは必要な措置を取ります。

附 則

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

附 則(平成24年6月28日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年9月25日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 白老町自治基本条例（逐条解説）

私たちのまち白老は、豊かな太平洋（うみ）、多くの清流、緑いっぱいの山々とポロトの森に囲まれた自然あふれるまちです。

私たちは、アイヌの人々や先人が築いた輝かしい歴史と文化のもとに集い、学び、働き、暮らし、多様な産業を育みながら、心豊かに元気なまちづくりを今日まで進めてきました。

私たちは、まちづくりの主体として、協働の精神のもと、将来にわたり力を合わせ、自らのまちを自ら守り、育てることにより、次代を担う子どもたちに引き継ぐ責任があります。

そして、私たちは、自治の仕組みを制度として確立し、さらなる自治の推進を図ることで、「しあわせを感じるまち」を実現するため、白老町自治基本条例を制定します。

### 【 解 説 】

- ①まちの自然風土、地勢、②先人の築いた歴史とその歴史を受け継ぎ、今日まで進めてきたまちづくり、③そして、それらを踏まえた上で、今後目指すべきまちづくりの姿勢と、④そのための仕組みを自治基本条例という形でルール化するという。これらについて4部構成でまとめ、前文として明記することでこの条例の理念を明らかにしています。
- 白老町は、目の前に太平洋を臨むとともに、白老川など数多くの水量豊かな河川が町内を横断し、背後には緑豊かで広大な森林を有する山々と、多くの方々の散策の場として親しまれるポロトの森を有する自然豊かなまちです。
- 私たちは、この恵まれた自然の中、アイヌの人々や先人がともに築き上げた歴史と文化のもとに、今日に至るまでまちづくりを進めてきました。
- 私たち（町民、議会、行政）には、今日まで築き上げた協働の精神を堅持し、さらに将来に向け、まちづくりに取り組むことにより、子供たちにこのまちをより良い形で残し、引き継ぐ責任があります。私たちは、そのための努力を惜しみません。
- そのために私たちは、自治の仕組みを制度として確立させることで、今まで以上に自主性と自立性を高め、目指すべき「しあわせを感じるまち」に近づけるため、自治基本条例を制定します。

※ 白老町は、町民がつくる自治体政府であり、それを自らが担い又はコントロールできる政府を地方自治権に保障された自治の仕組みと制度によって取り組み、自主自立のまちづくりを進め、安全で安心な「しあわせを感じるまち」を実現していくことを宣言します。

### 【用語解説】

「主体」…まちづくりを進める主要な構成のことで、性質・状態・作用の主を示します。中心。

「自治」…「自ら治めること」であり、「人民が国の機関によらず自らの手で行政を行うこと」です。特に、地域団体（白老町など）による地方自治を指して多く用いられます。

「法令」…「おきて」などの意味で、地方公共団体（白老町など）の条例を含めていうこともあります。

「清流」…「清らかな水の流れ」の意味で、白老町には多くの河川があることを表現しています。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、白老町における自治の基本理念と基本原則を定め、町民、議会、町長と行政の役割を明らかにするとともに、それぞれの主体に関する基本的な事項と制度等を確立することにより、自主自立のまちづくりを進め、自治を実現することを目的とします。

### 【 解 説 】

- ・ 本条では、何のためにこの条例をつくるのか、目的について規定しています。
- ・ 白老町の自治の理念や原則を明らかにして、それを運用する体制・制度をつくることにより、自主自立のまちづくりを進め、自治の実現を図ります。

### (定義)

第2条 この条例における用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 町民 町内に住み、働き、学ぶ子どもから高齢者や町内で事業活動を営む者をいいます。
- (2) 執行機関 町長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員と固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) 町 執行機関と議会をいいます。
- (4) 町民活動団体 町民が自主的に組織した団体の総称をいいます。

### 【 解 説 】

- ・ この条例の中では、この言葉はこのような意味で使います、ということを明らかにします。
- ・ 「町民」とは、「町内に住んでいるか、働いているか、学んでいる人、それに加えて町内に事業所を置く事業者」をいいます。つまり、町の区域内に住所を有する「住民」は、地方自治法の規定と同じものとし、白老町内に住んでいる人です。町内の企業や NPO 等で働く人、町内の学校で学んでいる人、それに加えて町内で事業所や店を設けて事業活動や商売をしている人等も町民とします。

### 【用語解説】

「事業活動」…「社会的に意義のある仕事」や「営利を目的として営む経済活動」のことを言います。

### (基本理念)

第3条 私たちは、まちづくりの主体として、自らの手で自らのまちを創っていかうとする意思を明確にし、考え行動することで、互いに支えあい、いつまでも安心して共に生き活きと暮らすことのできる「しあわせを感じるまち」の実現を目指します。

2 私たちは、前項の規定の実現に向け、平和を願い、環境を守り、次代を担う子どもたちを育み、学び、働くことを通じて、将来にわたりまちづくりに取り組みます。

### 【 解 説 】

- ・ 本条では、この条例を貫く理念を規定しています。
- ・ 自分たちのまち自分たちでつくる意思を明確にして、しあわせを感じるまちの実現を目指します。
- ・ そのために、自分たちが主体となってまちづくりに取り組みます。
- ・ 「しあわせを感じるまち」は、総合計画基本構想で示す最終的なまちの将来像です。本条例

の普遍的な理念として位置付けます。

- ・ 本条例は、この基本理念を実現するための制度的規範として位置付けます。

**【用語解説】**

「次代を担う」…「次代」とは「次の時代」「次の世代」という意味ですから、「次の時代を担う子どもたち」という意味になります。

第2章 情報共有

第1節 情報共有の原則

(情報共有)

第4条 私たちは、互いに情報を伝え、情報共有によるまちづくりの推進に努めます。

**【解説】**

- ・ 本条では、町と町民の間における情報の共有について規定しています。
- ・ 町政に関する情報については、「町民の共有財産」とする認識にたつて積極的に町民に提供することにより、情報の共有に努めることとします。ただし、情報共有というのは、町（執行機関と議会）からの一方的な情報提供だけでなく、町民からの情報発信があつてこそ成り立つものです。
- ・ まちづくりは、町と町民それぞれの主体が一体となつて進められることを踏まえ、それぞれが情報を伝え、共有することが重要です。

**【用語解説】**

「情報共有によるまちづくり」…お互いの情報を持ち寄り、情報を共有し、同じ情報量のうへに、ものごとの必要性などの共通認識を図りながらまちづくりを進めていくことを原則として規定しています。

(情報公開)

第5条 町は、町民に開かれた町政運営を推進するため、町が保有する情報をわかりやすく提供し、公開するよう努めます。

- 2 町は、町が保有する情報を統一した基準により管理し、保存します。
- 3 前2項に関して必要な事項は、別の条例等で定めます。

**【解説】**

- ・ 本条では、前条の規定を受け、具体的な情報共有の手法について規定しています。
- ・ 情報共有は（情報の提供、会議の公開、文書の公開請求）の3つの要素により構成されます。これらがシステム化され運用されることにより、制度として確立されるものであることから町は常にこのことを念頭に置き、情報共有に努めることを定めています。
- ・ 第2項では、町が保有する情報の管理、保存方法について定めています。  
「統一した基準」とは、文書管理規程による行政文書の保存年限管理とファイリングシステム（文書の私物化を排除し、即時にかつ誰もが検索できるよう行政が保有する文書情報を一定のルールのもとに管理する手法）の運用を示します。
- ・ 第3項では、第1項及び第2項の必要な事項を定める条例については、情報公開条例（平成11年条例第33号）等に委ねることとしています。

## 第2節 情報共有の基本事項

(説明責任)

第6条 町は、公正で開かれた町政を進めるため、町政に関して町民に積極的に分かりやすく説明します。

2 町は、町民から説明を求められた場合には、誠実に応答します。

### 【 解 説 】

- 本条では、町政の健全な発展のためには、町政の主権者である町民に対し、町政に関する活動の経過及び内容について具体的に明らかにし、説明する責任を有することを規定しています。
- 第1項では、町は、町政に関する情報について町民に積極的かつ分かりやすく説明する責任があることを定めています。
- 第2項では、町民から説明を求められたときには、誠実に応答する責任があることを定めています。

(町民の意見等への取扱い)

第7条 町は、町民の意見、要望、苦情等（以下「町民の意見等」といいます。）に対し、迅速かつ誠実に対処します。

2 町は、前項で寄せられた町民の意見等への対処経過についての記録を共有し、適切に管理します。

### 【 解 説 】

- 本条では、町民からの町政に関する意見、要望、苦情等への取扱いについて規定しています。
  - 第1項では、町は、町民からの意見、要望、苦情等に対し、速やかに事実関係を調査分析し、その回答については誠実に応えることの必要性を定めています。「意見、要望、苦情等」とは、町民からの意見、要望、提案、また苦情も含むものとしています。
- ※ 苦情は、歴史的に行政側が主に用いてきた言葉であり、町民主体の用語ではありません。従って、この言葉を使い続けることは本来望ましくないが、法律上の不利益処分には至らないが、本人が不利益を受けたと認識しこうしたことを申し出ることを表す用語がないため、「苦情」として整理し残すこととしています。
- 第2項では、町は、町民の意見、要望、苦情等の対処した経過、結果等について庁内で情報を共有するなど、またその記録を適切に管理することを定めています。

(選挙)

第8条 町長や町議会議員の候補者は、選挙に当たり、町政に関する自らの考え方を町民に示すよう努めます。

## 【 解 説 】

- ・ 本条では、町長候補者及び町議会議員候補者が選挙に立候補した時は、町民に対して選挙に臨む自らの考え方を示すよう努めることを規定しました。
- ・ 平成 23 年には、候補者の氏名、経歴、考え方等について知る機会の拡充を図るべく「白老町選挙公報の発行に関する条例」が制定されました。

### 第3章 町民参加

#### (町政参加の推進)

第9条 町は、まちづくりに町民の意思が反映されるよう町政参加を推進します。

## 【 解 説 】

- ・ 参加は、すべてについて必要となるものではなく、町が独断で決め、それが町民に影響を与え、町民のニーズに合わない、町民が被害を受けてしまうということが起こらないように、町民がその運営に一定のチェック又はコントロールを必要とするために認められるものです。
- ・ よりよいまちを実現するための政策を選択・決定・推進するためには、主権者である町民の意思が反映されるよう積極的な関わりを持つ参加の機会を確保し、町民はそれに積極的に参加することが重要です。

#### (参加機会の保障)

第10条 町は、町政の基本的な事項を定める計画や条例の立案等の検討過程において、広く町民が参加する機会を保障し、町民参加を積極的に行います。

2 町は、多様な方法を用いて広く町民の意見を求め、町民の意思を反映した町政活動を行います。

## 【 解 説 】

- ・ 本条第1項では、総論として町民参加の原則を規定し、参加機会を保障することを規定しています。具体的な内容については次のような事項が想定されます。
  - (1) 総合計画及び政策別基本計画の策定及び改定
  - (2) 町政運営の基本方針や政策の基本方針を定める条例の制定及び改廃
  - (3) 町民に義務を課し、町民の権利を制限する条例の制定及び改廃
  - (4) その他、町民に大きな影響を及ぼすことが予想される問題に係る意思決定
  - ・ 第1号の「政策別基本計画」とは、環境基本計画、公共下水道基本計画等を意味します。
  - ・ 第2号の「町政運営の基本方針や政策の基本方針を定める条例」とは、自治基本条例、環境基本条例等を意味します。
  - ・ 第3号の「町民に義務を課し、町民の権利を制限する条例」とは、使用料、手数料条例等の改定案を意味しています。
  - ・ 第4号の「町民に大きな影響を及ぼすことが予想される問題」とは、例えば町立病院の存続、小・中学校適正化問題等を意味します。
  - ・ また、上記の事項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、町民参加の対象としないことができます。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの
- (4) 町税の賦課徴収及び分担金、使用料、手数料の徴収に関するもの

- ・ 第1号の「軽易なもの」とは、条例等の字句訂正をいいます。
- ・ 第2号の「緊急に行わなければならないもの」とは、法令等の改正で町民参加を取り入れる猶予のない条例改正等をいいます。
- ・ 第3号は、法令等に制約などがあって町民参加を取り入れる余地がない条例改正等をいいます。
- ・ 第4号は、地方自治法第74条の規定により条例改正の請求権から除外されているものの条例改正等を定めています。(町税の賦課徴収、地方公営企業の料金、学校の授業料等があげられます。)
- ・ 本条第2項では、町民の意思を反映した町政活動を行うため、町民の意見を求めることを規定しています。一般的に町民に意見を求める代表的な手法がパブリックコメントですが、ここではパブリックコメントだけにとどまらず、説明会や検討会、その他いろいろな意見を聴く機会等、多様な方法で意見を聴取する制度としました。
- ・ 具体的には次に掲げるような手法を用いて意見を求めることとしています。
  - (1) 町民に対する意向調査の実施
  - (2) パブリックコメント手続(町民意見提出手続)の実施
  - (3) 公募委員を含む審議会その他の附属機関の会議の開催
  - (4) 説明会や検討会等の実施

平成24年4月1日からパブリックコメント手続を統一的なルールの下に実施するため「白老町パブリックコメント手続実施要綱」が、審議会等の委員の公募を統一的なルールの下に行うため「白老町審議会等の委員の公募に関する要綱」がそれぞれ施行されています。

#### (町政活動への参加)

第11条 町民は、前条の規定に基づき、町政活動の多様な機会へ参加するよう努めます。

#### 【 解 説 】

- ・ 前条の規定を受け町民は、執行機関や議会が政策過程等において用意(保障)する多様な機会へ主体的に参加するよう努めることを規定しています。
- ・ このことは、多様な町政活動への参加の機会を通して、議会や行政に対して自らの意志を表明することにより、本条例の基本理念である「しあわせ感じるまち」の実現を目指すことを想定しています。

#### 【用語解説】

「町政活動」…「町政活動」は「町の政治・行政活動」という意味です。

## 第4章 町民

### 第1節 町民の基本事項

#### (町民の役割と基本姿勢)

第12条 町民は、まちづくりの主体として、自ら考え行動し、住みよい地域づくりに努めます。

2 町民は、まちづくりに取り組む場合において、自らの能力や技術を積極的に発揮するとともにその発言や行動に責任を持つよう努めます。

3 町民は、お互いを尊重し、協力し、支え合うとともに、町との連携協力によるまちづくりを推進するよう努めます。

#### 【 解 説 】

- ・ 本条では、まちづくりに対する町民の役割と基本姿勢（責務）について規定しています。
- ・ この条例では、情報を知る権利や町政への参加する権利が規定され、最大限尊重されるものであることが謳われています。しかし、権利を主張するだけでは社会生活は成り立ちません。それと同時に、責務を果たすことも当然求められてきます。今後、町民も議会も行政もお互いに理解しあいながら協働して「しあわせを感じるまち」を目指して取り組んで行こうとするとき、それぞれが果たすべき責任と役割を分担することが必要不可欠となってきます。
- ・ 町民は、お互いの存在や価値観を認め合うことが重要で本条の全体を通してあるように、町民自身がまちづくりの主体（主権者）、担い手であることを認識し、自分の発言と行動には責任を持ってまちづくりに関わることを基本的な取り組み姿勢としました。

#### (町民の権利)

第13条 町民は、町の保有する情報について知る権利を有するとともに、自主的な活動に取り組み、かつ、町政に参加する権利を有します。

#### 【 解 説 】

- ・ 本条では、町民のまちづくりに対する権利を規定しています。
- ・ 町民とは、法令等により「住民」に限定されている場合を除き、子どもから高齢者まで町内に住み、働き、学ぶ人又は町内の事業者をいいます。
- ・ 「情報を知る権利」は、町から提供される情報を受け取るだけでなく、自ら積極的に町に対して町政に対する情報の提供を要求でき、これを取得できる権利をいいます。
- ・ 「町政に参加する権利」としては、第10条にもあるように、町が政策や施策を立案する意思形成の段階等において参加したり、町民の意向を聞いたりすることを保障することにより、町民と行政の乖離を防ごうとするものです。

### 第2節 町民活動

#### (町民活動)

第14条 町民は、自ら行う町民活動が安定的かつ活発に行うことができるよう町民活動団体を組織することができます。

2 町民は、前項の規定に基づき組織された町民活動団体の役割と活動を尊重します。

3 町は、学習機会の提供等により、町民活動団体の支援に努めます。



## 【 解 説 】

- ・ 安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、地域の住民同士がそれぞれ助け合いながら、地域の課題の解決に向けて自ら行動していく、住民の自由意思に基づく活動を「町民活動」といいます。
- ・ 第1項では、町民活動を自由意思に基づいて行うために、各種団体（町民活動団体）を組織することができることを定めます。
- ・ 住民はその団体活動を行う場合に、他の団体の役割や活動を尊重しながら取り組むことで互いに活動を充実し、連携することを示します。
- ・ 町は、それぞれの町民活動の役割、自主性を尊重し、住民自治を損なうことのないよう、また、主体となる町民の自治の意識や体力を弱めることのないよう配慮する中で、その必要性に応じて様々な形で支援（人的・金銭的支援）し、また、町民活動団体と連携協力したまちづくりを推進することを定めています。
- ・ 具体的には、次のような事項による支援に努めることとしています。
  - (1) 学習機会の提供
  - (2) 学集会等への職員派遣
  - (3) 情報の提供
  - (4) 運営及び活動への助成

## 第5章 議会

### 第1節 議会の基本事項

#### （議会の役割と責務）

第15条 議会は、選挙で選ばれた町民の代表から構成する議事機関として、議決事項を慎重に審議し、合議制によって、町的意思を決定する役割を有します。

2 議会は、情報共有と町民参加を図るとともに、不断の議会改革の推進に努めます。

## 【 解 説 】

- ・ 本条では、議会の役割と責務について規定しています。
- ・ 第1項では、議会の役割について規定しています。
- ・ 議会はどのような機関なのか。主権者である町民が議員を選んで構成する代表機関です。
- ・ 議会の使命は何なのか。合議制により最良の政治判断を行う機関です。
- ・ その政治判断によって、町民のためのまちづくりを進めます。
- ・ 二元代表制による地方自治の議会は、町長とは別に町的意思を決定する役割をもちます。

※ 議会は、町民主権に基づき、町民がつくる自治体政府機関の一翼です。それは、町民が選挙制度を通して、自分たちの代表を選び、町政を託すという議会制民主主義の形態となります。

信託を受けた議員は、その負託に応える政治責任によって、住民の意思が反映する町民主権のまちづくりに努めます。

地方自治制度では、首長と議会がそれぞれ選挙により選ばれる二元代表制により、その権限や機能を発揮して町政の運営を行います。

議会はその主な役割として、憲法第93条には「議事機関」と規定され、地方公共団体の意思決定機関であり、地方公共団体の意思は、住民に代わって議会により決定される間接民主制度です。

また、地方自治法第94条には、条例で議会を置かず、選挙権を有する者の総会（町村総会）を設けることができることとし、直接民主制度も保障しています。

- ・ 第2項では、町民の信託を受けた議会としての責務について規定しています。
- ・ 議会には意思決定に至った経緯や理由、その効果などを町民と情報共有する責務があります。
- ・ 議会は、町民参加によって意見や意思を町政に反映させる責務があります。
- ・ 議会は、常によりよい議会を目指して改善を図るための改革を推進する責務があります。

**【用語解説】**

- ①「合議制」…「合議」とは「二人以上の者が集まって相談すること」の意味ですから、「合議制」とは、「二人以上の者が集まって相談して、物事を決定する制度」という意味になります。
- ②「首長」…「上に立って集団や団体を支配・統括する人」の意味で、一般的には地方公共団体（白老町など）の長（町長など）を言います。
- ③「信託」…「信頼して、政治などを任せること」の意味で、選挙などでその信頼を得、まちづくりなどを任されている状況を言います。

**（議会の権限）**

第16条 議会は、条例の制定、改正や廃止等の立法の権限を有します。

2 議会は、予算、決算、財産や政策執行等に関わる意思決定の権限を有します。

3 議会は、執行機関に対する調査や監査請求等の監視の権限を有します。

**【 解 説 】**

- ・ 本条では、議会の権限を規定しています。
- ・ 議会の権能（権限や能力）については、地方自治法に規定されていますが、ここでは、そのうちの代表的な権能である条例の制定改廃、予算の決定、決算の認定等を例に上げて、地方自治法の定めるところにより議決することを規定しています。
- ・ さらに議会は、町民の意思が町政に反映されているのかどうか、適正に町政運営が行われているのかどうかを絶えず監視し、チェックし、けん制する機能を果たさなければならないことを規定しています。執行機関の活動が適正かつ公平に行われているかなどをチェックする権限があります。

※ 議会の権限として規定されているものとして、地方自治法第96条から第100条までの「権限」があります。

そのほとんどは同法第96条第1項における15項目の議決事件（議決事項）ですが、同条第2項では条例により議決すべきものを定めることができますとしています。

地方自治法が示す議会の権限は大別して、①議決 ②調査 ③選挙 ④同意 ⑤決定 ⑥承認 ⑦検査 ⑧監査請求 ⑨意見提出 ⑩請願受理 ⑪報告、書類の受理 ⑫懲罰 ⑬規則の制定に分けられますが、本条では、まちづくり推進のための基本的な権限を3つに整理しています。

**（議員の責務）**

第17条 議員は、町民から選ばれた代表として、公益の実現に努める責務を有します。

2 議員は、議員としての能力を高めるため、自己研鑽に努める責務を有します。

3 議員は、政治倫理に基づいた誠実な活動を行う責務を有します。

**【 解 説 】**

- ・ 本条では、議員の役割を果たすための責務を規定しています。
- ・ 議員は、町民やまちの利益を得るために活動する責務があります。
- ・ 議員としての政治責任を果たすために能力向上に努める責務があります。
- ・ 議員は、町民の代表として公の職務活動を行うものとして、倫理規範を守る責務があります。
- ・ 政治倫理条例は別に定めます。（白老町議会議員政治倫理条例）

※ 議員の政治責任として、町民の意思の反映を図り、最善の意思決定を行うための責務を公益の実現、自己研鑽、政治倫理遂行の3項目に整理しました。

**【用語解説】**

「公益」…町民や地域にとっての公の利益をいいます。

「自己研鑽」…「研鑽」は「学問などを深く研究すること」の意味で、自己がつくことにより、学習などにより自分を高めることを言います。

「政治倫理」…政治が住民の厳粛な信託によるものであることを認識し、人格と道徳の向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正に民主的な政治の発展に寄与するものをいいます。

**(議会の組織)**

第18条 議会の組織や議員の定数は、まちづくりにおける議会の役割を十分に考慮して定めます。

**【解説】**

- ・ 本条では、議会組織の基本制度を規定しています。
- ・ 議会における組織及び定数は自治体ごとに議会の役割を考慮して定めます。(具体的には議会委員会条例、議会定数条例などで規定)

※ 議会の組織等については、地方自治法第89条から第95条までの中で規定されています。その主なものは、議会の設置、定数、兼職禁止、任期などについてですが、その内定数については、人口2万人以上の町村は26人を超えないこと(1万人以上2万人未満の町村は22人)とされており、本条では、その定数の定め方について規定するものです。

**第2節 議会運営**

**(議会の会議)**

第19条 議会は、本会議のほか、行政の調査、監視と積極的な政策形成を行うため、必要な会議を設置します。

2 議会の会議は、自由な討議を基本とします。

3 議長や委員長は、会議に出席させた説明員等に、質問や意見を述べさせることができます。

4 議会の会議は、原則公開とします。ただし、公開することが不相当と認められる場合は、その理由を公表して非公開とすることができます。

**【解説】**

- ・ 本条では、議会の会議に関する基本制度を規定しています。(会議には、本会議のほか委員会等も含めます。)
- ・ 議会は、本会議のほか必要な会議を設置します。(具体的には議会会議条例、委員会条例などで規定)また、町民の関心と傍聴を高めるため、会議の開催日や内容を事前に町民に対して周知することとしています。
- ・ 町民の意思を決定する議会の会議は、十分な調査や分析により、議員による活発な議論が保障される自由な討論を基本として運営します。
- ・ 会議は活発に行うため、時間や会期を十分に確保するよう努めます。また、議論や調査の充実を図るため又は議会の政策提案がある場合などは、議長等の裁量で会議の自由討論を拡充することが可能となります。(平成21年1月より議会会議規則の改正により反問についても認められています。)
- ・ さらに会議公開の原則により、傍聴やインターネット中継などの制度を整備します。なお、必要が認められる特別な場合は非公開にできます。

※ 地方自治法では、議会のいわゆる本会議を定例会と臨時会としています。その他委員会としては、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会を「置くことができる。」としています。ここではそれらを根拠として「必要な会議を設置」することを規定しています。

また、同法第 120 条の規定では、「議会は会議規則を設けなければならない。」とされており、本町でもこれに基づく規則を別に制定していますが、ここでは議会の会議の運営に関して、まちづくり若しくは町民に関係の深い基本的な事項を規定しています。

会議の公開は、法第 115 条において「議事の公開の原則及び秘密会」として規定されていますが、同法における議事の範囲は本会議を指しているものであり、本町においては本会議以外の委員会における会議も含めたものを指すこととしています。また、法第 115 条では秘密会（非公開）とする場合の議決要件について規定されていますが、ここではさらに秘密会とした時の理由について公表することを規定しています。

議会の会期は、法第 102 条第 6 項において、「議会がこれを定める。」こととなっており、ここでは、討論を十分にを行うことができる会期を確保することを規定しています。

#### 【用語解説】

「反問」…「反問」は、「質問された相手に逆に問いかけること」の意味で、議員の質問に対して論点・争点を明確にするために、議長や委員長の許可を得て、町長などから議員に対して質問をすることです。

#### （議会活動の充実）

第 20 条 議会は、調査権の行使や町民提案等の活用を図り、政策提案を行うよう努めます。

2 議会は、まちづくりの理念に掲げる「しあわせを感じるまち」を実現するため、課題等を的確に把握し、議会活動における質疑の充実に努めます。

3 議会は、町民の意思の反映を図り、その自主性、自立性に基づき、まちづくりに関する調査研究を推進します。

#### 【 解 説 】

- ・ 本条では、議会活動を充実させるための基本制度を規定しています。
- ・ 議会は、独自の調査活動や町民への広聴活動（意見交換会や出前トーク、出張委員会などがあります。）を活かして議会の政策提案の拡大を図ります。
- ・ また、町長等が示す政策方針や条例がこの条例の理念、原則に沿ったものであるか、総合計画の内容に適合しているかを点検し課題を把握することにより、質疑を充実します。
- ・ さらに、政策等の調査活動を充実するため、委員会活動などを活発に行います。

※ 議会活動を充実するための政策提案の手法としては、議会側からの議案の提出が想定されますが、地方自治法第 112 条第 2 項では、議員定数の 12 分の 1 以上（白老町では 2 人以上）の議員の賛成を要件としています。

#### （議員等の能力向上）

第 21 条 議会は、議員等の政策立案能力、立法能力と審議能力を高めるための研修を充実します。

2 議会は、議会活動の記録とともに、その活動の充実を図るための情報や資料を整備します。

3 議会は、まちづくりに関する政策を調査研究するため、必要に応じて政策研究会等を設置します。

## 【 解 説 】

- ・ 本条では、議員の責務である能力の向上を図るための基本制度を規定しています。
- ・ 議会は、議員活動に有用な能力を高めるための研修を充実します。
- ・ また、議員活動の充実を図るため、本会議、各委員会等における質疑を記録した会議録や議会関連の情報、政策資料などを整備します。
- ・ さらに議会の政策・研究活動を活発化し、政策提案などを増やすため、政策研究会等を設置できるものとします。

※ 本町においては地方自治法第 100 条第 14 項で規定する政務調査費の制度がないことから、予算の範囲内において必要な研修を充実することを規定しています。

また、同条第 17 項及び第 18 項の規定により、国及び都道府県は市町村の議会に刊行物を送付することとなっており、これを受けた市町村の議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を設置することとしています。ここでは、それに合わせ関係する資料等を保管・整備することとしています。

政策研究会等は、法定の委員会以外に調査・研究の必要がある場合に任意に設置することとしています。

## 第6章 行政

### 第1節 行政の基本事項

#### (行政の役割と責務)

第22条 執行機関は、条例、予算その他の議会の議決に基づく事務、法令等に基づく事務を執行する役割を有します。

2 執行機関は、前項の役割を達成するため、自らの判断と責任において、公正で誠実に事務を管理し、執行する責務を有します。

3 執行機関は、町民の信託に基づく町政を効果的で効率的に執行する責務を有します。

4 執行機関は、町民の意思を反映するまちづくりを進めるため、情報の共有と町民参加を図り、連携協力して事務を執行する責務を有します。

## 【 解 説 】

- ・ 本条では、行政（執行機関）の役割と責務を規定しています。
- ・ 「執行機関」は、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員などのように、それぞれ独自の執行権限をもち、事務の管理及び執行に当たって自ら決定する権限を有します。  
「議会の議決に基づく事務」とは、地方自治法第96条第1項に規定している条例、予算・決算、地方税の賦課徴収又は使用料、手数料の徴収等15項目の事務をいいます。  
「法令等に基づく事務」とは、法律、政・省令、条例及び規則その他の規程に基づく事務、又は上司の命令による事務等をいいます。
- ・ 第2項の「自らの判断と責任において事務を管理し、執行する」とは、執行機関は、その権限の範囲内にあっては相互に独立の関係にあることから、それぞれの管理下における事務の執行に当たっては、自らの意思決定に基づいて行うことをいいます。
- ・ 第3項では、執行機関が町民の信託に基づく町政（町民から信頼され任された町の政治、行政）を最小の経費で最大の効果をあげるよう執行していく責務を規定しています。
- ・ 第4項では、町民の意思をまちづくりに反映し住民自治を実現するため、情報共有と町民参加の機会保障に努め、町民と執行機関が相互に連携協力していく責務を規定しています。

(町長の責務)

第23条 町長は、まちの代表者として公正で誠実に町政の執行に当たり、まちづくりを推進していく責務を有します。

2 町長は、町民の負託に応えるため、職員を適正に指揮監督し、効率的な組織体制を整備していく責務を有します。

【 解 説 】

- 本条では、まちの代表者として町政の執行にあたる町長の責務を規定しています。
- 町長は、町民によって直接選挙で選ばれたまちの代表者として、この条例の目的を達成するため町政の執行を公正かつ誠実に行い、まちづくりの地域経営を進めていくことを定めています。→まちの代表者としての責務
- 第2項では、町長は、町民の負託（負託：責任を負って町民から任せられることを意味します。）に応えるために、町の職員の研修体制を充実するなど人材の育成を図り、適正に職員を指揮監督すること、かつ、効率的な組織体制の整備に努めることを定めています。→行政の代表者としての責務

(職員の責務)

第24条 職員は、町民との信頼関係を深め、法令等を遵守し、公正で適正に職務を遂行する責務を有します。

2 職員は、まちの課題に対応する施策の立案や町民が求め望むことに的確に対応できる職務能力の向上に努める責務を有します。

【 解 説 】

- 本条では、執行機関の職員の責務を規定しています。
- 職員は、全体の奉仕者であることを認識し「町民本位」の立場に立って、町民との信頼関係を深めること、かつ、その職務を遂行するに当たり、公正であること、そして適正に行うことを定めています。
- 職員個人としては、日常的な職務の遂行とともに、まちづくりに関する政策課題を発見し、その解決に当たる能力、とりわけ町民主体のまちづくりを進めるうえで求められることになる、政策の立案能力をはじめとして、職務上必要とされる能力の向上に努めることを定めています。

(組織・体制)

第25条 町長は、社会情勢の変化に迅速に対応するため、機能的で効率的かつ横断的な連携、調整を図ることのできる組織体制を確立し、円滑な行政運営を進めます。

2 町長は、円滑な行政運営を推進するため、職員の人材育成や政策能力の向上を図り、行政の政策活動の活発化に努めます。

## 【 解 説 】

- ・ 本条では、第 23 条第 2 項の規定を受け、どのような組織体制を整備し、行政運営を進めていくのか、また、どのように職員の政策能力を向上させ、政策活動の活性化を図るための職員政策を行うのかを規定しています。
- ・ 第 1 項「組織体制」のあり方としては、具体的に次のような取組みを行い、行政運営を進めます。
  - (1) 行政の意思決定体制を整備し、政策方針を明確にします。
  - (2) 町民に分かりやすく機能的で専門性の高い組織を確立します。
  - (3) 組織の横断的な連携、調整を図ります。
  - (4) 職員定数の適正化を図るため計画的な人事政策を行います。
    - ・ 第 1 号 町長は、意思決定体制を整備して、政策の方針を明確にすることとしています。
    - ・ 第 2 号 行政の組織は、単純に名称を分かりやすいものに変えればよいというものではなく、どのような組織体制が町民にとって有益で機能的であるか。また、社会や経済の情勢に対応できる専門性の高い組織体制であるか。等を見極めて組織づくりを進めます。
    - ・ 第 3 号 分断されたタテ割り組織とならないよう、横断的な連携や調整が図れる組織とします。
    - ・ 第 4 号 職員定数の適正化を図り、計画的な人事政策（職員採用、人事異動等）を行います。
    - ・ また、第 2 項「職員の人材育成」としては、次のような取組みを行います。
      - (1) 他の自治体等の職員との交流を図ります。
      - (2) 多様な職種、職制の職員参加による政策検討を行います。
      - (3) 職員の政策能力の向上を図るため、職員研修を充実します。
      - (4) 職員の自己研鑽を図るため、多様な学習活動を支援します。

### 第 2 節 行政運営

#### （行政運営の基本原則）

第 26 条 執行機関は、総合的かつ計画的に町政を運営するため、基本構想とこれを具体化する計画（以下「総合計画」という。）を定め、これに基づいてまちづくりを進めます。

## 【 解 説 】

- ・ 本条では、執行機関は町政を運営するため、総合計画を定め、これに基づいてまちづくりを進めていかなければならない旨の、行政運営の基本原則を規定しています。  
また、町の総合計画は、町民と議会、行政とが共有するまちづくりの指針であり、また、本町におけるまちづくりの最上位の計画であることを位置付けています。

(総合計画)

第27条 町長は、まちのめざす将来の姿を明らかにし、政策を達成するための地域資源を有効に活用して、これを総合的かつ計画的に実現するため、総合計画を策定します。

2 執行機関が行う政策、施策や事業は、法令の規定によるものや緊急を要するもののほかは、総合計画に根拠を置くものとします。

3 各分野における個別計画等は、総合計画との調整を図って策定するとともに、策定後においても総合計画との調整を図りながら進行管理を行います。

【 解 説 】

- ・ 本条では、この条例の前文及び第3条の基本理念で定めている、まちの目指す将来姿「しあわせを感じるまち」を明らかにし、政策を達成するための地域資源を有効に活用し、これを総合的かつ計画的に実現するために総合計画を策定することを規定しています。執行機関が行う政策、施策及び事業は、すべて総合計画に根拠を置き実施します。
- ・ また、個別の計画及び町の予算等を策定する場合には、総合計画に基づき策定することとしています。さらに、策定後においても総合計画との整合性を図りながら進行管理を行い、総合計画に改正ある場合は、これに準じ個別計画も改正することとします。
- ・ 町が総合計画を策定する場合は、次に掲げる要件を満たして進めることとしています。
  - (1) 策定に当たって町民及び職員の参加を実施します。
  - (2) 政策分野別の計画及び地域別の計画を含むとともに、その相互関係並びに政策、施策及び事業の体系を明らかにします。
  - (3) 時代や社会経済状況の変化に弾力的に対応できる計画期間を定めます。
  - (4) 計画推進のための管理を適切に行います。

【用語解説】

「策定」…「策定」は、「政策や計画などを考えてきめること」であり、ここでは「総合計画を考えてきめること」といった使い方になります。

(財政運営)

第28条 執行機関は、総合計画、行政改革に関する計画と行政評価を踏まえ、中長期的な財政見通しのもと、財政計画を策定し、それに基づく予算の編成と執行を行うことにより、健全な財政運営に努めます。

【 解 説 】

- ・ 財政については、財政計画（行財政改革推進計画）を策定し、この計画に基づき、予算編成及び執行を行い、健全性の確保に努めることとしています。
- ・ 毎年度の予算編成に当たっては、総合計画や行政改革との整合性を確保し、さらには行政評価の結果を反映することで、より効果的あるいは効率的な予算の編成及び執行を行うこととしています。
- ・ また、予算の編成や決算、財政状況などの情報は、町広報誌、ホームページ等を活用し町民に分かりやすく提供することで町の説明責任を果たします。
- ・ 具体的には次のような方法を用い適正な財産管理を行い又は情報の提供に努めます。



- (1) 執行機関は、予算の編成に当たっては、予算策定過程及び策定結果の透明性を確保し、地方自治法第211条第2項で定める「予算に関する説明書」の充実を図るとともに、毎年度町の財政事情、予算編成の状況を町民に分かりやすく公表します。
- (2) 執行機関は、決算に関する書類及び主要施策成果説明書等の内容の充実を図るとともに、毎年度の決算状況を町民に分かりやすく公表します。
- (3) 執行機関は、地方自治法第237条第1項で定める町の財産（公有財産、物品及び債権並びに基金）の保有状況を整理し、適正管理及び効率的な運用を図ります。
- (4) 執行機関は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現残高その他財政に関する状況を、地方自治法第243条の3第1項の規定に基づき定める「財政事情書の作成及び公表に関する条例」により毎年2回、公表します。
- (5) 競争入札の方法で町の発注する事業の請負契約を行う場合は、入札参加希望者の公正な競争（談合の禁止等）、入札結果の情報公開等について「契約に関する規則」、その他規程等を別に定め運用することで、町民に対する入札の公正と信頼の確保を図ります。
- (6) 税源移譲により、地方の財源は地方でという考え方により住民税が増税となり、町民は今まで以上に町税の使われ方に関心を持つこととなります。このことから、町税に関する情報を積極的に提供し、町民の納税意識を高めていく施策を展開します。

（行政改革・行政評価）

第29条 執行機関は、行政運営のあり方を見直し、適正化や効率化を向上させるため、行政改革に関する計画を策定し、行政改革を進めます。

2 執行機関は、行政活動を点検し改善を図るための評価の仕組みを確立し、効果的で効率的な行政運営に努めます。

【 解 説 】

- ・ 執行機関は、社会経済情勢の変化に対応し、行政全般のあり方を点検し、行財政運営や制度の見直しを行い、常に新しい行政システムを構想し、実現していくため「行政改革」を積極的に推進します。
- ・ 執行機関は、行政の透明性と説明責任を確保しながら地域政策の実現に向けた質の高い政策の形成、執行を推進します。

（行政手続）

第30条 執行機関は、町民の権利利益の保護を図るため、処分、行政指導と届出に関する手続に関し、公正の確保と透明性の向上を図ります。

2 前項に関して必要な事項は、別の条例で定めます。

【 解 説 】

- ・ 執行機関は、町民から任された仕事を進めていくに当たって、町民の権利や利益を守るとともに、公正の確保と透明性の向上を図り、町民から信頼される行政運営を行うことが求められています。本条は、行政運営上のルールである「行政手続」について根拠規定として定めています。

- ・ 第1項では、「行政手続」を定めることの必要性について規定しています。
- ・ 第2項では、第1項の必要な事項を定める条例については、行政手続条例（平成11年条例第3号）に委ねることとしています。

（個人情報の保護）

第31条 執行機関は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供や管理等について、適切な措置を取ります。

2 前項に関して必要な事項は、別の条例で定めます。

【 解 説 】

- ・ 自治の基本原則である情報の共有を進めるときに特に配慮を要するのが、個人の基本的人権に関わるプライバシーの保護です。町が保有する情報の中には、特定の個人に関する情報が数多く含まれており、これら個人情報が一度流出すると、取返しのつかない人権侵害や個人の権利・利益の侵害をとともう恐れがあります。個人情報の保護に関する具体的な事例は、個別条例の規定を適用することになりますが、本条では、根幹的な考え方を本町の姿勢として明記するものです。
- ・ 第1項では、執行機関が保有する個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、適切な措置を取るよう義務付けることを定めています。
- ・ 第2項では、第1項の必要な事項を定める条例については、個人情報保護条例（平成11年条例第34号）に委ねることとしています。

（広域連携）

第32条 執行機関は、他自治体と広域的な連携を積極的に進め、相互に協力して、効率的なまちづくりを推進します。

2 執行機関は、各分野における様々な取組みを通じて、町外の人々との人的交流を図り、まちづくりを推進します。

【 解 説 】

- ・ 第1項では、近隣自治体や、先進自治体をはじめ、国及び北海道とも情報交換を行うなど広域的な連携を進め、相互に協力し、まちづくりを推進していくことを規定しています。
- ・ 第2項では、それぞれの部署ごとに業務上関わりを持つ（社会、経済、文化、学術、芸術、スポーツ、環境等）学識者や専門家など民間の人々と広く交流を図り、その結果得た知恵、情報、意見等を有効活用することで、まちづくりを推進していくことを規定しています。

（安全なまちづくり）

第33条 町は、災害等の緊急時における危機管理体制を整備し、町民の生命や財産等を守るとともに、生活基盤の安全性と安定性の向上に努めます。

2 町民は、緊急時において相互に助け合い、行動できるよう防災等に対する意識の高揚を図り、地域における連携協力体制の整備に努めます。

## 【 解 説 】

- ・ 町は、自然現象による防災体制の他に、人為的原因による事件、事故などの不測の緊急事態に対する組織的な対応体制の確立も目指すことを規定しています。
- ・ 町民は、災害等の発生時における自らの役割を認識し、地域で連携協力し、最善の体制により対応することを規定しています。

### （住民投票）

第34条 町長は、町政に関わる重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、議会の議決を経て、住民投票の制度を設けることができます。

2 住民投票に参加できる者の資格その他の住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとします。

3 町長は、前項に定める条例に基づき住民投票を行うとき、住民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければなりません。

## 【 解 説 】

- ・ 本条では、町の重要な政策判断が必要な事項については、住民に対する最終意思確認の手段として、住民投票の制度を設けることができることを規定しています。
- ・ 第1項では、住民投票を行う場合に対象となる事項を「町政に関わる重要な事項」としています。例えば、「合併についての意思を問う」「原子力発電所の建設」などについて住民投票を行うことがあげられます。
- ・ 第2項では、事案により、投票資格者の範囲が異なる場合もあるため、案件ごとに個別条例により定めることとしています。条例で定めることとしたのは、町の重要な意思決定は、町長のほか町議会も町民の代表として、その役割を果たすべき存在であるから、住民投票をすべきか否かを町議会の判断に委ねたためです。
- ・ 第3項では、町長が住民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにするようにしたのは、住民が扱われ方を事前に承知したうえで投票に臨むことにより、投票結果をより有効なものとする必要があるためです。

## 第7章 最高規範と見直し

### （まちづくりの最高規範）

第35条 私たちは、本町の自治制度に関する最高規範であるこの条例を誠実に遵守し、これに基づいてまちづくりを進めます。

2 私たちは、本町の政策執行に関する最高規範である総合計画に基づいてまちづくりを進めます。

3 町は、この規範にのっとり、自治の実現に向けた基本的な制度の整備と、町政執行のための基本的な計画の体系化に努めます。

## 【 解 説 】

- ・ 自治基本条例は、自治制度に関する最高規範です。また、政策執行の最高規範は総合計画です。本条では、この双方に基づいてまちづくりを進めることを規定しています。
- ・ 本条例は、自治制度に関する最高規範であり、これを遵守します。

- ・ 総合計画は、政策執行に関する最高規範であり、これに基づいてまちづくりを進めます。

**【用語解説】**

「遵守」…「遵守」とは、「規則や法律などにしたがひ、それをまもること」の意味であり、この条例に書いてあるルールを誠実に守って行動しようという考え方になります。

(条例の見直し)

第36条 町は、この条例の施行日から5年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本町にふさわしく、社会情勢に適合しているかを検討します。

2 町は、前項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例とこの条例に基づく制度等の見直しが適当であると判断したときは必要な措置を取ります。

**【解説】**

- ・ 本条では、条例の見直しについて規定しています。
- ・ 本条例は、5年を超えないごとに適合性について検討します。
- ・ 検討の結果、見直しが必要と認めるときは、改正手続きを行います。

※ 自治基本条例は、現時点における現状と展望に立って、必要な自治制度をまとめたものであって、時代の変化や新しい技術・手法などの開発があることが予想されることから、一定の年数を経過したときに、検証していく必要性を認め、より充実した条例になるよう育てていくことが重要であることから、見直し規定を示しています。

■条例の見直し（経過）

平成24年6月28日

条文	旧	新	備考
第11条	町政活動の多様な機会へ参加する <u>ことができます。</u>	町政活動の多様な機会へ参加する <u>よう努めます。</u>	町民参加を重んじる姿勢を表すための修正
第36条	<u>町長</u> は、この条例の… <u>町長</u> は、前項に規定する…	<u>町</u> は、この条例の… <u>町</u> は、前項に規定する…	行政側からだけでなく、議会側からの見直しを可能とするための修正

平成29年9月25日

条文	旧	新	備考
第3条	いつまでも、安心して暮らすことのできる…	いつまでも、安心して <u>共に生き生きと暮らすこと</u> のできる…	共生社会の実現に向け、文言を追加
第9条 第31条 第32条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>町政参加の推進に努めます。</u></li> <li>・<u>適切な措置を取るよう努めます。</u></li> <li>・<u>まちづくりを推進するよう努めます。</u></li> <li>・<u>まちづくりの推進に努めます。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>町政参加を推進します。</u></li> <li>・<u>適切な措置を取ります。</u></li> <li>・<u>まちづくりを推進します。</u></li> <li>・<u>まちづくりを推進します。</u></li> </ul>	より能動的な表現へと修正
第12条	町民は、 <u>お互いを尊重し合い、協力し合う</u> とともに、…	町民は、 <u>お互いを尊重し、協力し、支え合う</u> とともに、…	人と人とのつながりや絆、支え合うことの大切さを再認識できるよう改正
第20条	議会は、 <u>会期外においても、町民の意思…調査研究に努めます。</u>	議会は、町民の意思… <u>調査研究を推進します。</u>	通年議会であるため文言を削除、より能動的な表現へと修正
第24条	町民との信頼関係を深め、公正で適正に…	町民との信頼関係を深め、 <u>法令等を遵守し、公正で適正に</u> …	行政運営を公平かつ誠実にを行うため、文言を追加